

株式会社櫛の木 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 1年 7月 1日～令和 4年 3月31日までの 2年8ヶ月

2. 内容

目標1：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員の為の相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和 1年 7月 相談窓口の設置について管理職会議にて検討。
- 令和 1年 8月 本部 事務・人事課長を任命（各事業所管理者と連携を図りながら進める）。
事務・人事課長は該当社員に社会保険等の説明を行い、妊娠中・産休中・育休中・復帰全てにおいて連絡を密に行いフォローする。
- 令和 1年 9月 相談窓口の設置について社員への周知（各事業所へ掲示する）。

目標2：年次有給休暇取得率の促進。

取得日数を1人当たり平均年間6日以上（※）とする。

（※1年間の付与日数が10日以上を社員を対象とする。）

<対策>

- 令和 1年度～ 休暇の取得について周知し、取得の推進を図る。
職員全員に計画的に付与する。
毎年10月に有給休暇取得状況を取りまとめ、管理職会議にて全体の取得状況を確認、把握し、取得率向上を図る。

目標3：職場見学及び職場体験の受け入れを継続して積極的に行う。

<対策>

- 令和 1年 7月～ 地域の学校へ積極的な声掛けを行い、1年毎に1回以上の受け入れを行う。